

(表)

奨励証書に基づき恩典を付与された機械/金型を（非公式訳）  
外国へ送る申請書

( ) 船便  
( ) 航空便

1. 社名 \_\_\_\_\_ (Tax ID \_\_\_\_\_)  
奨励された業種 \_\_\_\_\_ 奨励証書番号 \_\_\_\_\_ 日付 \_\_\_\_\_  
奨励証書に基づく事業規模 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
担当者名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_ 内線 \_\_\_\_\_ ファックス \_\_\_\_\_ メール \_\_\_\_\_
2. 奨励証書に基づく機械輸入期限 \_\_\_\_\_ プロジェクト  
全体完成期限 \_\_\_\_\_ ( ☐ プロジェクト  
完成認可を受け、その認可証書番号 \_\_\_\_\_ / ☐ まだプロジェクト完成認可を受けて  
いない)
3. 添付された機械リストに基づく輸入恩典を付与された機械を \_\_\_\_\_ (以下 1 項目だ  
け√してください) のために \_\_\_\_\_ へ送る申請をする。  
☐ 修理する。国内に戻す予定日は \_\_\_\_\_  
☐ 外国へ送り、タイに戻してこの奨励事業には利用される予定がない。今回の機械を送る  
ことにより、認可されたプロジェクトの製造工程/生産力に影響が ☐ あり ☐ なし。  
外国へ送る理由は \_\_\_\_\_

(社印)

署名 \_\_\_\_\_ (代表取締役)  
( \_\_\_\_\_ )  
日付 \_\_\_\_\_

+++++

事務局は外国へ送る認可をする対象は事務局の恩典に基づき輸入されたもので、以下の何れの場合に当てはまるもののみとする。

1. 修理のために外国へ送る場合。
2. 奨励プロジェクトの工程または生産力を変更させるものでないこと。但し、代替する新しい機械があるか、プロジェクト規模を縮小する場合を除く。
3. 機械代金を減らしてから法人税が免除される条件のあるプロジェクト。

\_\_\_\_ 部長殿

検討した結果、条件を満たしている/いないので、認可/不認可すべきだと判断します。 担当官 \_\_\_\_\_

部長用

☐ 提案した通り承認し、署名した。  
☐ 不認可とする。その理由は \_\_\_\_\_

部長 \_\_\_\_\_

(裏)

外国へ送る申請をする輸入恩典で輸入された機械リスト（非公式訳）

社名\_\_\_\_\_ 奨励証書番号\_\_\_\_\_ 日付\_\_\_\_\_

| 明細および数量 | 輸入許可 |    | 輸入日 | 使用された工程 | 申請される機械の生産力 |
|---------|------|----|-----|---------|-------------|
|         | 通関命令 | 日付 |     |         |             |
|         |      |    |     |         |             |

注：申請する機械全点の輸入エビデンスを添付して、全頁に著名し、社員を押してください。数が多く一枚で収まらない場合はこの用紙をコピーして使用してもよい。

(社印)

著名\_\_\_\_\_（代表取締役）

職位\_\_\_\_\_

日付\_\_\_\_\_